

第 61 号議案

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例の件

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例

神戸市印鑑条例（昭和47年10月条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行及び印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年2月1日自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の改正に伴い、印鑑登録事務を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考)

神戸市印鑑条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(登録資格)

第2条 本市において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者（成年被後見人及び14歳未満の者を除く。）は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。

意思能力を有しない者